

民生委員児童委員 活動記録 Q&A

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

◆活動記録の記入(Q & A)さくいん

No.	該当区分		活動内容の概要	ページ
1	相談・支援活動	在宅福祉(1)	○高齢者から歩行用の杖の購入について相談を受けた ○社協の杖貸与事業申込書を相談者に届けた	3
2	相談・支援活動	子育て・母子保健(4)	○虐待の疑いがある小学生の支援に関するケース会議に出席 ○後日、小学生の件で子ども家庭支援センターと相談した	3
3	相談・支援活動	子どもの地域生活(5) 生活費(7) 子どもの教育・学校生活(6)	○児童遊園の砂場が不衛生だと相談され、役所に連絡した ○小学校の入学準備金と教育扶助申請について説明した ○中学3年生になる息子の進路を相談された	4
4	相談・支援活動	生活費(7)	○生保受給者から、通院時のタクシー代について相談された ○福祉事務所に連絡し、対応を依頼した	4
5	相談・支援活動	日常的な支援(13)	○転んで起きられないと電話があり、病院に連れて行った ○高齢者が寝込んだため、食材等を買って家に届けた ○蛍光灯の交換を依頼され、付け替えた	5
6	相談・支援活動	在宅福祉(1)	○在宅で親を見る娘さんから介護の大変さを訴えられた ○3日後に訪問し、再度、話を聴いた	6
7	相談・支援活動	介護保険(2) 子どもの教育・学校生活(6)	○高齢者が介護認定を申請し、その訪問調査に立ち会った ○不登校の小学生の家を担当教師が訪問するので同席した	6
8	相談・支援活動	子育て・母子保健(4)	○市子ども未来課の職員と主任児童委員で乳児の家庭を訪問した ○お母さんの話をゆっくり聞き、子育ての情報を提供した	7
9	相談・支援活動	日常的な支援(13)	○市保健センター主催の離乳食教室で、依頼されて赤ちゃんの託児ボランティアをした	7
10	相談・支援活動	子どもの地域生活(5)	○地域に不審者が現れ、主任児童委員は「すきやき隊」として児童を学校から自宅に送り届けた	8
11	その他の活動	調査・実態把握(1)	○民児協事業再点検のため、住民の意向調査を行った	8
12	その他の活動	調査・実態把握(1)	○最近引っ越ししてきた住民の世帯表を作成した	9
13	その他の活動	行事・事業・会議への参加・協力(2) 地域福祉活動・自主活動(3)	○行政から依頼された入浴券を配布した ○小学校を訪問し、お昼に老人クラブと共に昼食会に参加した	9
14	その他の活動	行事・事業・会議への参加・協力(2) 地域福祉活動・自主活動(3)	○行政から依頼された長寿祝い金を配布した ○先日留守だった2軒に長寿祝い金を配布した ○社会福祉大会(社協と共に催)の案内状を配布した	10
15	その他の活動	行事・事業・会議への参加・協力(2)	○市のふれあい相談員を委嘱され、高齢者世帯を訪問した ○ふれあい相談員を務める住民に資料を届けた ○見舞いのためひとり暮らし高齢者を訪問した(訪問・連絡活動(7))	10
16	その他の活動	行事・事業・会議への参加・協力(2)	○警察署長から活動安全推進員を委嘱され、高齢者宅の訪問や、道路環境・施設設備の点検等を行った	11
17	その他の活動	行事・事業・会議への参加・協力(2)	○地域のいろいろな新年会に出席した	11
18	その他の活動	民児協運営・研修(4)	○定例会で対応に苦慮している事例を取り上げ、話し合った	12
19	その他の活動	地域福祉活動・自主活動(3)	○民児協主催の高齢者「お楽しみ会」の案内チラシを配った	12
20	その他の活動	民児協運営・研修(4)	○民児協研修会の講師と打ち合わせ、結果を会長等に連絡した ○翌日、講師への依頼文を送った	13
21	その他の活動	民児協運営・研修(4)	○定例会の資料を作成した ○宿泊研修の積立金を銀行に入金した	13
22	その他の活動	証明事務(5) 調査・実態把握(1)	○調査書作成の依頼があり、必要事項を調査し調査書を作成した ○高齢者調査票を配布し、翌日回収した	14
23	その他の活動	要保護児童の発見の通告・仲介(6)	○虐待が疑われる住民から通報があり、市役所(町村役場)に連絡した	14
24	その他の活動	行事・事業・会議への参加・協力(2) 又は地域福祉活動・自主活動(3)	○敬老会の招待状を配りながら安否確認している	15
25	訪問回数	訪問・連絡活動(7) とその他(8)	○電話による安否確認、歳末見舞金の配布、高齢者の友愛訪問	15
26	訪問回数	訪問・連絡活動(7)	○外出先でたまたま出会い、健康状態を確認した	16
27	訪問回数	訪問・連絡活動(7)	○夜間の家の灯りを見て安否確認している	16
28	連絡調整回数	委員相互(9)	○定例会開催日を変更したため、委員に郵送で通知した	17
29	連絡調整回数	委員相互(9)	○LINE等SNSを使って、委員同士で連絡した	17
30	連絡調整回数	その他の関係機関(10)	○商工会の「まちづくり会議」の出欠を電話で回答した	18
31	連絡調整回数	その他の関係機関(10)	○役場、福祉事務所等から郵便で連絡を受けた	18

1

高齢者から杖の購入について相談された

Q

記入の方法は？

近所の高齢者Aさん宅をふれあい訪問で訪ねた際、歩行用の杖を買いたいのだがどうしたらよいか、と相談を受けました。社協で杖の貸与事業を行っていることを伝えたところ、購入する前に借りて使ってみたいと言うので、社協に行って申込書をもらいAさんに届けました。その場で記入してもらいましたが、その日は社協へ行けず、翌日申込書を提出しに出かけました。

A

この活動は①「ふれあい訪問をした日」と②「社協に申込書を提出した日」に分けることができます。

①は、ふれあい訪問をしたことを、「訪問回数一訪

問・連絡活動(7)」に1件記入します。そして、杖の相談を受けたことを、「相談・支援活動」の「内容別一在宅福祉(1)」「分野別一高齢者に関すること(16)」に記入します。

この日は社協に申込書をもらいに行っているので、「連絡調整回数一その他の関係機関(10)」に1件記入します。また、申込書を持ってAさん宅にもう一度行ったことは「訪問回数一その他(8)」に1件記入します。最後に「活動日数(11)」に○をつけます。

(※以降すべて同様なので活動日数の説明は省略します。)

②については、社協に翌日再度出かけているので「連絡調整回数一その他の関係機関(10)」に前日と同じように1件記入します。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	実態把握	参加議事へ協力	会議への事業	確認等の事務	要保護児童の発見仲介	連絡活動	その他	委員相互	その他の機関		
①	(1)	(16)						(7)	(8)	(9)	(10)	—	○
②												—	○

2

小学生の支援を関係機関や団体等と相談

Q

記入の方法は？

- ①虐待の疑いのある小学生Nくんの今後の支援策についてケース会議が開かれ、校長、担任、児童福祉司、児童館職員、主任児童委員と会長の7人(私を含めて)で集まりました。
 ②その後、定例会からの帰路、配布依頼のあった入浴券を3軒に配布。帰宅後、先のNくんの件で、子ども家庭支援センターと電話で相談しました。

A

民生委員・児童委員活動の特徴は個別に相談・支援を行うことですが、「相談・支援」にはおよそ次の3つの活動があります。

- ・困り事、悩み事などの相談、情報提供、サービスの利用支援などの活動
- ・日常生活に関する直接的な支援を行う活動
- ・関係機関、団体等と個人や世帯の支援に関する相談、調整、協議等の活動

①の質問のケースは3番目にあたります。Nくんとその家族への対応について先生や児童相談所等の職員と協議したことは、「相談・支援活動」の「内容別一子育て・母子保健(4)」「分野別一子どもに関すること(18)」を記入します。

このように個別のケースに関する内容であれば

ケース会議や電話など、相談、協議の持ち方は問いません。また、定例会などで行う、いわば研修的な事例研究はここには含まないので気をつけましょう。(その場合は「定例会」への出席として記入します)。

もし、連絡や報告を「受けただけ」「行っただけ」だった場合は「連絡調整回数一その他の関係機関(10)」にのみ記入することになります。

②の内容は、まず定例会に出席したので、「他の活動一民児協運営・研修(4)」に1件記入し、入浴券を3軒に配布したことは「他の活動一行事・事業・会議への参加協力(2)」に1件記入し、入浴券配布のため訪問したことを「訪問回数一その他(8)」に延べ件数の3を記入します。さらに、子ども家庭支援センターとの相談は①と同様に「相談・支援活動」の「内容別一子育て・母子保健(4)」「分野別一子どもに関すること(18)」を記入し、「連絡調整回数一その他の関係機関(10)」に1件記入します。

◆記入メモ

記入例の「連絡調整回数」の数え方に注意！

個別の事例について関係者と話し合った場合、その場にいた関係者ごとに連絡調整を行ったと考えて記入します(例えば記入例①の場合「委員相互(9)」が会長と主任児童委員で2件、「その他の関係機関(10)」が校長、担任、児童福祉司、児童館職員で4件と数えます)。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動				訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	参加議事へ協力	会議への事業	自主活動・地域福祉	運営・研修	連絡活動	その他	委員相互	その他の機関	
①	(4)	(18)							T	正	○
②	(4)	(18)	—			—		下	—	—	○

3

子どもに関するさまざまな相談を受けた

Q

記入の方法は？

- ①民児協の部会が共催（共同で開催）している児童館の親子サークル活動中に、参加者のAさんから、子どもと行く児童遊園の砂場が、最近、不衛生だと相談されたので、帰りに確認してから役所に連絡しました。
- ②Bさんの子どもが小学校に入学するというので、先週のうちにケースワーカーに聞いておいた入学準備金と今後の教育扶助の申請の手続きなどについて訪問し説明しました。
- ③担当地区を歩いていたら、町内会役員仲間のCさんと出会い（偶然）、中学3年生になる息子さんの進路について悩んでいると相談されました。

A

子どもに関する相談や支援を行った場合、内容別に分類するには、おおむね3つの項目に分けられます。この3項目については、次のような点を分類の目安として考えてみましょう。

- 「子育て・母子保健(4)」…主に家庭のこと（育児不安、しつけ、保育所入所、乳幼児検診、虐待等）
- 「子どもの地域生活(5)」…主に地域のこと（子ども会、公園の遊具、通学路・通園路の問題等）
- 「子どもの教育・学校生活(6)」…主に学校のこと（学業、進学、いじめ、不登校等）

3つの例は、いずれも「相談・支援活動」に該当し、①は親子サークルに行ったことを「他の活動－地域福祉活動・自主活動(3)」に記入し、相談は「内容別－子どもの地域生活(5)」「分野別－子どもに関すること(18)」を記入します。また、確認し役所に連絡したので「連絡調整回数－他の関係機関(10)」に記入します。③は「内容別－子どもの教育・学校生活(6)」「分野別－子どもに関すること(18)」を記入します。訪問回数は偶然出会ったので記入しません。

同じ子どもに関する相談ですが、②は入学準備金と教育扶助に関するものなので、「内容別－生活費(7)」「分野別－子どもに関すること(18)」を記入し、「訪問回数－その他(8)」に1件記入します。

分類する際は、活動記録冊子の別表（相談・支援活動区分）の説明の中から相談・支援の内容に関連した言葉を探しながら記入しましょう。

◆記入メモ

①は「親子サークル活動への参加」と「役所への連絡」の記入もお忘れなく。また、子どもの遊び場や通学路に関することは「生活環境(12)」ではなく「子どもの地域生活(5)」なのでご注意ください。

なお、子どもに関する児童手当など各種手当や助成制度等に関する相談・支援は「内容別－年金・保険(8)」になります。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動			訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	自活動	地域・福祉	運営・協研修	連訪問活動	その他	委員相互	関係機関の	
①	(5)	(18)	—				(8)	(9)	(10)	(11)
②	(7)	(18)					—			○
③	(6)	(18)								○

4

生活費に関する相談

Q

記入の方法は？

先日Aさん（失業により生活保護受給）を訪ねたところ、足にギブスをしていました。『事故に遭い骨折ってしまった。通院時のタクシー代がかさみ困っている』と相談されたので、福祉事務所に連絡し、担当職員に対応をお願いしました。

A

まずAさんの相談を受けたことについては、「相談・支援活動」の「内容別－生活費(7)」「分野別－その他(19)」を記入し、「訪問回数－その他(8)」に1件記入します。さらに、福祉事務所に連絡した

ことに関しては、「連絡調整回数－他の関係機関(10)」に1件記入します。

※似たような例で、Aさんから「福祉事務所に連絡してほしい」と、連絡の仲介を依頼する事務的な連絡を電話で受け、福祉事務所に連絡した場合は、相談・支援活動にはカウントしません。この場合は、「訪問回数－その他(8)」と「連絡調整回数－他の関係機関(10)」にそれぞれ1件記入します

活動概要	相談・支援活動		その他の活動						訪問回数		連絡調整回数		活動日数				
	内容	分野	実態把握	参加協力の	会議へ事業	自活動	地域・福祉	運営・研修	確認等事務	証明(調査)	通告・仲介の	要保護児童	連訪問活動	その他	委員相互	関係機関の	
	(7)	(19)															○

5

住民への直接的な支援

Q

記入の方法は？

- ①ひとり暮らし高齢者のAさんから「廊下で転んで起きられずに困っている」と電話があり、急いで訪問し掛け付けの病院に連れて行きました。
- ②敬老金の配布を兼ねて、風邪で数日寝込んでいるBさんを訪問。まともに食事を摂っていないようなので、自分の買い物がてらBさん用の食材と果物を買って再訪し、食べてもらいました。
- ③見守りをしている高齢者Cさん宅を訪ねたら蛍光灯が切れしており「高いところには手が届かない」と言うので買い物置きの蛍光灯に付け替えました。

A

こんな経験をしたことはありませんか。「ひとり暮らし高齢者のお宅をたまたま訪問したら、かなり衰弱していたので救急車を呼んで病院まで同行した」「夕暮れ時、以前からかかわりのある父子家庭の児童に電話をかけたら、食事もお金もないと言うので、取りあえず家にある食べ物を持って訪問した」。

日々の生活の中で、いま必要とする社会資源がないとき、あっても制度に結びついていないとき、また、緊急に対応せざるを得ないときなど、やむにやまれず直接、援助する場面は少なくありません。サービスの申請後、開始されるまでの間の谷間の支援なども、その一つでしょう。

活動記録では、そのような活動も「相談・支援活動」として記入することになっています。

①から③の例は、該当する項目はすべて「内容別

一日的な支援(13)」「分野別－高齢者に関すること(16)」です。

例えば、次のような活動も当てはまると考えられます。

- ・買い物の同行または代行
- ・手紙や書類の代筆、代読
- ・病院や役所等への付き添い
- ・掃除、炊事、ゴミ出し等の手伝い
- ・子どもの登下校時の付き添い

普段の生活をふり返ると、民生委員児童委員というよりも、そういう場面に出くわしたらご近所同士の一人として、何気なく誰もがやるようなことでもあるかもしれません。それだけに記入が漏れがちですし、逆に記入するとなると、ためらいを感じる方もいるでしょう。

しかし、解決に向けたお手伝いをしたことに変わりはありません。忘れずに記入するようにしましょう。

◆記入メモ

訪問回数の数え方を確認しましょう！

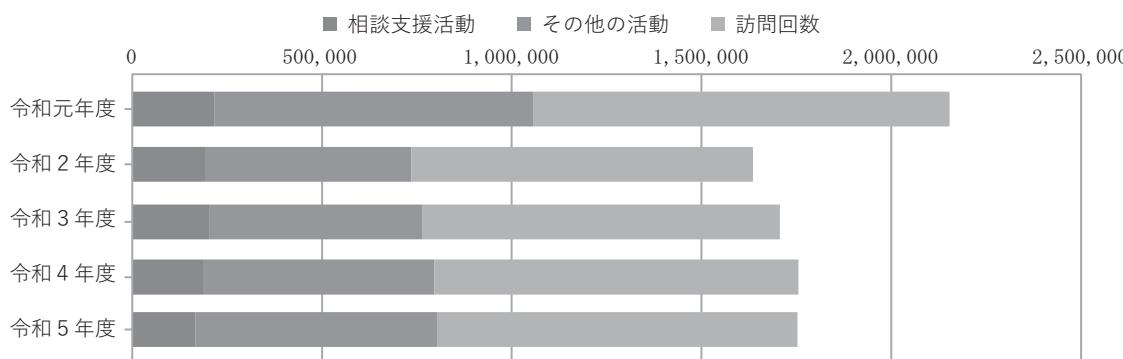
記入例①では、「困っている」という電話を受けて訪問したので、「訪問回数－その他(8)」に2件、②では、敬老金配布の活動を「その他の活動－行事・事業・会議への参加・協力(2)」に記入し、訪問は買い物後にBさん宅を再訪したので、「訪問回数－その他(8)」に2件記入します。③は見守りのために訪問したので「訪問回数－訪問・連絡活動(7)」に1件記入します。

なお、訪問回数は留守を含めた延べ回数を数えます。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動			訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	参会行 参加 ・協 ・事 ・業 (2)	議事 ・へ ・事 ・業 (3)	自活地 ・主動 ・域活 ・福 ・祉 (4)	運営・研 ・民 ・兒 ・協 ・修 (7)	連絡活動 ・訪問 (8)	その 他 (9)	委員 相互 (10)	
①	(13)	(16)					T			○
②	(13)	(16)	—				T			○
③	(13)	(16)				—				○

参考 北海道(札幌市を除く)における民生委員の活動状況の年次推移 一厚生労働省ホームページから

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・支援活動	215,947	193,914	202,258	186,071	166,549
その他の活動	840,220	541,367	561,519	610,024	636,050
訪問回数	1,097,137	900,210	943,162	959,145	950,633



6

相手の方のお話を聴いただけの場合

Q

記入の方法は？

①午前中に友愛訪問のためAさん、Bさん宅を訪問。Bさんの家族の義娘Nさんより「少し話しがあるのですが」と言っていたので午後再訪。介護保険の適用を受け、週に2回ヘルパーが入っているBさんですが、NさんはBさんの介護にかなり疲れ気味の様子で、その大変さを切々と話されました。とりあえずNさんの話をよく聴いていただけでしたが、ひと通り話し終えたようなので帰宅し、念のため、地域包括支援センターに電話しました。

②3日後、再度、Nさんを訪ねて話を聴きました。

A

次のような場合に、あなたは「相談・支援活動」に記入しますか。それとも記入しませんか。

- ・困り事や悩み事を聴いた・受け止めた
- ・助言や情報提供はしなかったが話を聴いた
- ・問題が解決せず、同じ人に継続してかかわっている
- ・話を聴いたが自分のところでは解決しなかった（本人が自分で他の相談機関へ相談した）
- ・相手の方への対応がうまくいかなかった

活動記録に記入する際は、これらはすべて「記入する」ように考えます。相談には「傾聴」という言葉があります。傾聴とは「訴えとともに声なき声、心

の声に耳を傾け、真のニーズを把握すること」といわれています。つまり、困り事や悩みを聞くことは、まさしく相談活動そのものなのです。ですから、①②ともに相談・支援活動に該当します。「内容別一在宅福祉(1)」「分野別一高齢者に関すること(16)」を記入します。

また、①では、友愛訪問で訪問しているので「訪問回数一訪問・連絡活動(7)」に2件記入し、午後の活動は再訪を「訪問回数一その他(8)」に、地域包括支援センターに電話したことは「連絡調整回数一その他の関係機関(10)」にそれぞれ1件記入します。

なお、助言や情報提供、あるいは問題解決「した・しない」は、記入する・しないの判断にはなりません。日々、繰り返しかかわっても解決しない困りごともあれば、すっと背中を押して差し上げるだけで解決する悩みもあるでしょう。結果がどうであれ相談は相談です。相談の始まりでも途中でも、その都度、記入するようにしましょう。

◆記入メモ

電話での活動の記入をお忘れなく！

電話での活動も記入します。忙しいときや急なときの電話は特に忘れがちです。電話での活動とは、連絡を取り合うのはもちろん、安否確認を行った場合や相談活動を行った場合も同様です。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動				訪問回数		連絡調整回数		活動日数	
	内容	分野	参加協力の事業(2)	行事(3)	自活動(4)	地域福祉(5)	運営・研修(6)	連絡活動(7)	その他(8)	委員相互(9)	関係機関の(10)	
①	(1)	(16)					—	(7)	—	—	—	○
②	(1)	(16)						—	—	—	—	○

7

訪問調査などに立ち会った

Q

記入の方法は？

活動記録の活動回数等区分表を見ると、「相談・支援活動一相談・支援」の区分の説明のなかに、「見守り支援」とあります。

私たちはよく、地域に住む高齢の方がたなどが、健康で暮らしているかどうかを確認するための見守り訪問をします。このことは、「訪問回数一訪問・連絡活動(7)」に記入していますが、この『見守りのための訪問』と、「相談・支援活動一相談・支援」に書いてある『見守り支援』とは、どう違うのでしょうか。

A

『見守り支援』活動は、「立ち会う、同席する、ただそこにいて見守る」などの活動をさします。

具体的には、次のような場合が該当します。

- ①隣に住む一人暮らしの高齢者が、要介護・要支援認定を申請し、その訪問調査に立ち会った。
→「相談・支援活動」の「内容別一介護保険(2)」「分野別一高齢者に関すること(16)」に記入し、「訪問回数一その他(8)」に1件記入します。
- ②不登校が続く小学生の家に、担任教師が訪問することになり、同席した。
→「相談・支援活動」の「内容別一子どもの教育・学校生活(6)」「分野別一子どもに関すること(18)」に記入し、「訪問回数一その他(8)」に1件記入します。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動				訪問回数		連絡調整回数		活動日数	
	内容	分野	実態把握(1)		運営・研修(4)	確認等事務(5)	通告・見の介(6)	要保護児童(7)	連絡活動(8)	その他(9)	委員相互(10)	
①	(2)	(16)						—	—	—	—	○
②	(6)	(18)						—	—	—	—	○

8

赤ちゃん宅を訪問し、話を聞き、情報を提供した

Q

記入の方法は？

市子ども未来課の職員と主任児童委員が一緒に生後5か月位の赤ちゃん宅を訪問し、お母さんの話をゆっくり聞いたり、子育てに役立つ情報を提供した。

A

子ども未来課の職員と主任児童委員が一緒に相談を受けましたが、二人のうち、どちらが主体になっていたのかは関係ありません。（関係機関が行う相談に、「立ち会う、同席する、ただそこにいて見守る」などの活動も、「相談・支援活動」の「見守り支援」に該当します）

同行して話を聞き、情報を提供しましたので、「相談・支援活動」の「内容別一子育て・母子保健(4)」「分野別一子どもに関すること(18)」を記入します。また、「訪問回数一その他(8)」に1件記入します。

◆記入メモ

「お母さんの話をゆっくり聞く」のは、相談の基本である「傾聴」そのものです。また、子育てに「役立つ情報提供」も相談・支援の例示に挙げられています。

なお、「ゆっくり聞く」相談・支援と、「情報を提供した」相談・支援がありますが、同じ内容についての相談なので件数は1件になります。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動						訪問回数		連絡調整回数		活動日数	
	内容	分野	実態把握	参加協力	会議へ事業	確認等	証明(調査)	通告の発見	要保護児童	連絡活動	その他	委員相互	関係機関	
①	(4)	(18)	(1)	(2)		(5)		(6)		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)

9

赤ちゃんの託児ボランティアをした

Q

記入の方法は？

市保健センターが主催する離乳食教室が開催されたので、集まったお母さんたちと交流するために参加しました。お母さんたちが離乳食づくりに専念できるように託児が用意され、顔見知りの保健師から依頼されて赤ちゃんの託児ボランティアのお手伝いをしました。

A

この活動は、①「離乳食教室に参加した」と②「託児ボランティアのお手伝い」を記入することになります。

①は、お母さんたちとの顔合わせや相談ごとを聞くなどのために離乳食教室に参加したので、「他の活動一行事・事業・会議への参加・協力(2)」に1件記入します。

②は、赤ちゃんを預かってお母さんが離乳食づくりができるように支援をした、つまり、お母さんの学習を支援したので、「相談・支援活動」の「内容別一日的な支援(13)」「分野別一その他(19)」を記入します。

◆記入メモ

②は、お母さんの学習を支援したので、「分野別一その他(19)」になります。

なお、何かの事情で、自宅に出向いて赤ちゃんのお世話を手伝った場合は、「内容別一子育て・母子保健(4)」「分野別一子どもに関すること(18)」に記入します。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動						訪問回数		連絡調整回数		活動日数	
	内容	分野	実態把握	参加協力	会議へ事業	確認等	証明(調査)	通告の発見	要保護児童	連絡活動	その他	委員相互	関係機関	
①			(1)	=		(5)		(6)		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
②	(13)	(19)												

10

「すきやき隊」として児童を家に送り届けた

Q

記入の方法は？

地域に不審者が現れているため、小学1・2年生は集団下校となった。主任児童委員は全員が「すきやき隊」に加入しているため、学校と打ち合わせて急遽子どもたちを自宅まで送り届けた。

A

市町村が作る「すきやき隊」には、児童委員・主任児童委員の参加が予定されています。依頼を受けて加入し、「すきやき隊」で活動することは、当然に児童委員活動に含まれます。

この事例の不審者の出没は「通園通学路の問題」であり、外的要因から受ける子どもの被害を防ぐための見守りととらえます。（分類表2「子どもの地域生活」の例示を参照）

ですから、「相談・支援活動」の「内容別－子どもの地域生活(5)」「分野別－子どもに関するこ

(18)」を記入します。また、学校と打ち合わせをしていますので、「連絡調整回数－その他の関係機関(10)」に1件記入します。

なお、類似する活動に登下校時の付き添いがありますが、これは子どもの側に事情（病気、知的障がい、家族が付き添えないなど）がある場合であり、「日常的な支援(13)」に記入することになります。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	実態把握	参加協力	会議へ事業	確認等事務	証明(調査)	の発見の通告仲介	要保護児童	連訪問活動	その他	委員相互	その他の関係機関
①	(5)	(18)	(1)	(2)		(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	○

11

民児協事業の点検のため、調査を実施

Q

記入の方法は？

私たちの民児協では、住民が考える『理想的なまち』を参考に民児協事業を再点検しようと、地域の皆さんに調査に協力してもらいました（調査票は配布済み）。今日はその調査票を10世帯から回収してきました。

A

各種調査や実態把握のための活動は、調査票の配布も回収も、「その他の活動－調査・実態把握(1)」に記入します。この場合は、「調査実態把握」に10件、「訪問回数－その他(8)」に10件を(1)」記入します。

不在のため調査票を配布・回収できなかった世帯がある場合は、「その他の活動－調査・実態把握(1)」に配布・回収できた件数だけを記入します。また、「訪問回数－その他(8)」には、配布・回収できてもできなくても、訪問した件数を記入します。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動						訪問回数		連絡調整回数		活動日数	
	内容	分野	実態把握	参加協力	会議へ事業	確認等事務	証明(調査)	の発見の通告仲介	要保護児童	連訪問活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
			正 正			(5)	(6)	(7)	(8)	正 正		(9)	(10)	(11)

12

世帯票を作成しました

Q

記入の方法は？

庭先を掃いていたら、通りから声をかけられました。「最近越してきて知り合いがない。ひとり暮らしで心配なので伯母に相談したら、民生委員児童委員を訪ねなさいと勧められた」とのこと。その場でご本人に了解をもらって、住所氏名や緊急連絡先などをうかがい世帯票を作成しました。

A

まず、訪問を受けたことについて、「訪問回数ーその他(8)」に1件記入します。そして、その方の連絡先や生活状況を把握して世帯票を作成していますので、「その他の活動ー調査・実態把握(1)」に1件記入します。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	実態把握	参加協力	行事への事業	確認等の事務	要保護児童の発見	連絡活動	その他	委員相互	関係機関		
			(1)	(2)		(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	○

13

さまざまな事業の協力と行事の参加

Q

記入の方法は？

- ①行政から依頼された入浴券を5軒に配布しました。
- ②午前中、民児協で行っている学校訪問でA小学校を訪問。お昼に老人クラブと共に催の昼食会に参加しました。

A

毎月の民児協定例会や部会活動をはじめ、配布活動、福祉バザーへの協力、学校訪問など、皆さんはさまざまな会議や行事に出席、参加されていらっしゃることでしょう。

これらの活動の分類の仕方について考えてみます。分類(その他の活動)は以下のとおりです。

- ・「行事・事業・会議への参加・協力(2)」
- ・「地域福祉活動・自主活動(3)」
- ・「民児協運営・研修(4)」

このうち「民児協運営・研修(4)」は民児協内部の、例えば定例会、部会、自主研修会などに関することなので、比較的記入はしやすいでしょう。判断を迷うことが多いのは他の2つです。そこで、次の考え方を分類の目安としてみましょう。

○「行事・事業・会議への参加・協力(2)」…民児協以外の他機関、他団体が主催しているもの

○「地域福祉活動・自主活動(3)」…民児協が主催しているもの、または民児協と他機関、他団体が共催、協働しているもの

例えば学校訪問は、学校主導で行う場合は「行事・事業・会議への参加・協力(2)」となりますが、民児協からの呼びかけで実施している場合には「地域福祉活動・自主活動(3)」に記入することになります。このように、同じ行事でも、地域のかかわり方によっては記入箇所が違う場合があります。

ですから、①の入浴券は行政の事業に協力した配布活動と考えられますので、「その他の活動ー行事・事業・会議への参加・協力(2)」に記入し、「訪問回数ーその他(8)」に5件を記入します。

②の学校訪問は前述のように「その他の活動ー地域福祉活動・自主活動(3)」です。昼食会も、老人クラブと民児協の「共催」なので同じ区分に合計2件を記入します。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動				訪問回数		連絡調整回数		活動日数	
	内容	分野	参加協力	行事への事業	自活動	地域福祉	運営・研修	訪問・活動	その他	委員相互	関係機関	
①			—						正			○
②				T								○

14

長寿祝金や社会福祉大会の案内状を配布

Q

記入の方法は？

- ①行政から依頼のあった長寿祝金を配布するため軒を訪問しました。そのうち2軒は留守でした。
 ②社協と共に実施する社会福祉大会の案内状を3軒に配布しました。
 ③先日、留守だった2軒に長寿祝金を配布しました。

A

9月の敬老の日を中心として、各地区では関連したさまざまな行事が行われていることでしょう。敬老金や長寿祝金品の配布、敬老会への案内状などの配布活動の記入の仕方を考えてみます。

まず、配布活動を行ったら「他の活動－行事・事業・会議への参加・協力(2)」か「他の活動－地域福祉活動・自主活動(3)」に記入します。

また、配布のためには訪問するので「訪問回数－その他(8)」にも記入します。

「行事・事業・会議への参加・協力(2)」と「地域福祉活動・自主活動(3)」のどちらに記入するかは、

活動概要	相談・支援活動		他の活動				訪問回数		活動日数
	内容	分野	参加會議へ事業協力の事業(2)	行事(3)	自活動地域福祉活動(4)	運営・研修(5)	連絡活動(6)	その他(7)	
①			—					正	○
②			—	—				下	○
③			—					丁	○

配布を行った事業の主催者によって区分けします。

○「行事・事業・会議への参加・協力(2)」…民児協以外の他機関、団体が主催の事業や行事に参加、協力した場合

(例) 敬老金、歳末見舞金、入浴券など

○「地域福祉活動・自主活動(3)」…民児協が主催、または民児協と他機関、団体が共催の事業や行事に参加、協力した場合

(例) 敬老会、昼食会、ふれあいサロン活動など

記入する際に気をつけたいのは次の3点です。

- ・「他の活動」欄には、配布した件数ではなく、事業や行事の数を記入します。

- ・「訪問回数－その他(8)」欄には、配布しても、できなくとも訪問した軒数を記入します。

- ・配布活動を行った日ごとに記入します。

◆記入メモ

・上記①③は行政の長寿祝金という一つの事業に協力したので「他の活動－行事・事業・会議への参加・協力(2)」に1件、②は社会福祉大会という一つの共催の行事（に関連する活動）を行ったので「他の活動－地域福祉活動・自主活動(3)」に1件と記入します。

・訪問回数は留守を含めた延べ回数を記入するので、配布できた件数とは必ずしも一致しません。

15

市の「ふれあい相談員」として安否確認した

Q

記入の方法は？

市から「ふれあい相談員」を委嘱されています。①相談員で分担して高齢者世帯を定期的に訪問していく、ある日6世帯を訪ねて安否確認しました。②その後、同様にふれあい相談員を務めている住民5人を訪ね、資料を届けるかたわら、ふれあい訪問の報告書を回収しました。③この日は他にも、予後の気にかかっていたひとり暮らしの高齢者Fさんを自宅に見舞い、親戚から頼まれて見守りを日課にしている高齢者夫婦Hさん宅を訪ねました。

A

行政や関係団体から委員を委嘱されての地域活動は、民生委員・児童委員としての協力活動です。この場合、①は相談員事業に協力した活動ですから、「他の活動－行事・事業・会議への参加・協力(2)」に1件記入し、「訪問回数－その他(8)」には訪問した6件を記入します。②は、ふれあい相談員をしている住民（=関係機関）を訪ねたので「連絡調整回数－他の関係機関(10)」に5件記入します。③は、民生委員としての活動です。いわゆる「見守り・安否確認」にあたる活動ですので、「訪問回数－訪問・連絡活動(7)」に2件記入します。

これらはすべてある1日の活動ですので、3段に分けて記入する場合は「活動日数(11)」の○は、いずれかの段に1つだけつけてください。

※民生委員児童委員の立場で「ふれあい相談員」を委嘱されたものと想定しています。

活動概要	相談・支援活動		他の活動						訪問回数		連絡調整回数			活動日数
	内容	分野	実態把握(1)	参加會議へ事業協力の事業(2)		証明(調査・確認等)事務(5)	通の要保護児童(6)	連訪問活動(7)	その他(8)	委員相互(9)	関係機関の(10)			
①			—						正	—				○
②												正		
③									丁					

16

「活動推進委員」として交通安全活動に協力

Q

記入の方法は？

私の住んでいる地域が「高齢者交通事故防止モデル地区」に指定され、その活動推進に地区民児協も協力することになりました。全民生委員児童委員が1年間、警察署長から活動推進委員に委嘱され、月に1回警察署員とともに、高齢者宅の訪問や道路環境・施設設備の点検等を行っています。

A

この活動の場合、民生委員児童委員は交通安全活動の「活動推進委員」として警察署に「活動協力している」と捉えます。

したがって、道路や設備等の点検を行った場合は、「その他の活動－行事・事業・会議への参加協力(2)」に1件記入します。

また、高齢者宅を訪問し交通安全活動の推進を行った場合は、加えて、「訪問回数－その他(8)」に訪問した軒数を記入します。

相談・支援活動		その他の活動							訪問回数		連絡調整回数		活動日数			
内容	分野	実態把握	参加協力の事業	行事へ	自活動	地域福祉	運営研修	民児協	確認等事務	証明(調査)	通告仲介	の発見の要保護児童	連訪問活動	その他	委員相互	関係機関のその他
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	●	○				

高齢者宅を訪問した場合は、訪問軒数分を記入します

17

地域の新年会に出席した

Q

記入の方法は？

新年会にお招きいただき、出席する場合があります。新年会にもいろいろなケースがありますが、内容は次のようにになっています。

- ①自分の住むまちの自治会新年会に出席（会員である）
- ②お隣の自治会の新年会に出席（会員ではないが担当区域内）
- ③地域の児童健全育成委員会の新年会に出席（健全育成委員や福祉協力員など、民児協から推薦するかたちで委員に委嘱されている）
- ④老人クラブの新年会に出席（民生委員数人が招待されて）
- ⑤子ども会の新年会に出席（自治会役員として）

A

地域の仲間たちと、新しい1年の活動への取り組みを誓い合う集まりも多いでしょう。活動記録の記入は、ご自身が、一住民（＝会員、構成員）として参加したものか、民生委員児童委員として参加したものか、によって判断してください。忘年会も同様です。

例の中で、民生委員児童委員の立場で出席したのは、②③④が該当すると思われます。記入は、いずれも「その他の活動－行事・事業・会議への参加・協力(2)」の欄に1件ずつです。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動							訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	実態把握	参加協力の事業	行事へ	確認等事務	証明(調査)	通告仲介	の発見の要保護児童	連訪問活動	その他	委員相互	関係機関のその他	
②			（1）	（2）										○
③				—										○
④				—										○

18

定例会で事例を検討した

Q

記入の方法は？

先日開かれた定例会で、区域内の委員が直面し、対応に苦慮している事例を取りあげ、皆でより適切な対応について話し合いました。

A

この例は、定例会に参加しその中の意見交換を記入する必要があるのかを考えるものですが、この場合は、あくまで「定例会の中での意見交換である」という整理をします。

したがって、定例会に参加したことを、「その他の活動－民児協運営・研修(4)」に1件記入するだけで、意見交換を行ったことは記入しません。

◆記入メモ

これは、委員同士で相談や意見交換をしても記入しない例です。

一般的には、個別に委員同士、会長や主任児童委員と住民の支援について相談や連絡をしたときは「連絡調整回数－委員相互(9)」に記入します。

相談・支援活動		その他の活動							訪問回数		連絡調整回数		活動日数	
内容	分野	実態調査・把握	参加會議へ協力の事業(1)	行事への事業(2)	自主活動(3)	地域福祉(4)	運営研修(5)	民児協(6)	確認等(7)	要保護児童(8)	通告・仲介(9)	訪問・連絡活動(10)	その他(11)	
							—							○

19

高齢者「お楽しみ会」の案内チラシを配った

Q

記入の方法は？

民児協主催で、新規の活動として、地域の高齢者に集まつていただき、レクリエーションや手作りの食事をしていただくなどの内容の「お楽しみ会」を開催することにしました。

この新しい行事案内のため、事前に担当地域の高齢者宅を訪ね、説明しながら案内のチラシを配りました。5軒訪ねたうち4軒では、直接住民の方とお会いして案内することができました。この4軒のうち3軒からは出席の回答をいただき、1軒からは後日連絡をいただくことになりました。留守だったもう1軒には、案内のチラシを郵便ポストに入れて帰ってきました。

後日、回答を保留した住民から出席するとの電話がありました。同じ日、先日留守だった住民を再度訪ね、案内・説明をしました。

A

最初の日における活動は、「その他の活動－地域福祉活動・自主活動(3)」に1件記入します。次に、「訪問回数－その他(8)」に5件記入します。この場合の訪問の主たる目的は、新しい活動を案内するということですので、出欠が確認できなくても、また郵便ポストに案内チラシを入れただけの場合でも件数に数えます。

後日の活動ですが、住民からの電話は、単に「行事参加する」という連絡を受けただけですので、「訪問回数－その他(8)」に1件記入します。さらに、もう1軒の住民を訪ねた活動は、「お楽しみ会」に関わる活動なので、「その他の活動－地域福祉活動・自主活動(3)」に1件記入し、「訪問回数－その他(8)」にも1件記入します。(合計2件記入)

活動概要	相談・支援活動		その他の活動							訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	実態調査・把握	参加會議へ協力の事業(1)	行事への事業(2)	自主活動(3)	地域福祉(4)	運営研修(5)	民児協(6)	確認等(7)	要保護児童(8)	通告・仲介(9)	訪問・連絡活動(10)	その他(11)
①							—				正			○
②											丁			○

20

民児協主催の研修会の準備をしました

Q

記入の方法は？

この夏は「手づくり研修」をやってみようと民児協で決め、私はあるプログラムの準備から事後対応まで一貫して担当することになりました。

その後準備を進め、招へいしたい方にはすでに連絡をとり、内諾を得ていましたので、そのことを会長と事務局に電話で報告するとともに、プログラムの進め方について検討し、進行案を作成しました。

翌日、講師依頼の文章を作り送付しました。

A

この活動は、①講師への依頼状況などを会長・事務局に報告し、進行案を作成した、②講師依頼の文書を作成し送付した、に分けることができます。

①はまず会長と事務局に報告したことを「連絡調整回数－委員相互(9)」と「連絡調整回数－その他の関係機関(10)」に1件ずつ記入します。

さらに、進行案を作成したことは「その他の活動－民児協運営・研修(4)」に該当しますので、1件記入します。

②についても、「その他の活動－民児協運営・研修(4)」が該当しますので1件記入し、講師に送付したので「連絡調整回数－その他の関係機関(10)」にも記入します。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動				訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	実態調査・把握	自活動・地域福祉	運営・研修	民児協	連訪問活動	その他	委員相互	その他の機関	
①			(1)	(3)	(4)	—	(7)	(8)	(9)	(10)	○
②					—						○

21

定例会の資料作りと旅行積立金の入金

Q

記入の方法は？

- ①次の定例会の資料を作りました。
②宿泊研修の積立金を入金しに銀行に出かけました。

A

「定例会の資料や部会の報告書を自宅で作成した」あるいは「民児協の会計の仕事で金融機関へ出かけた」など民児協の定例会や部会に関連する活動の記入の仕方について考えます。

まず①ですが、定例会の打合せや原稿・資料作り、報告書作りなどは、その準備や関連の活動と考えますので、「その他の活動－民児協運営・研修(4)」に1件記入します。また②ですが、会計として経費の支払いや活動費の預け入れのため銀行等へ出かけた場合も、民児協活動の一環であり「民児協運営・研修(4)」に1件記入します。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動				訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	参加議事・協力の事業	行・事業	自活動	地域福祉	運営・研修	連訪問活動	その他	委員相互	その他の機関
①			(2)	(3)	—		(7)	(8)	(9)	(10)	○
②					—						○

22

証明(調査・確認等)事務の依頼書を受け調査した

Q

記入の方法は?

- ①Aさんから調査書作成の依頼書を受け取っていたので、役所に連絡し必要事項を調査しました。午後、民児協で行っている一人暮らし高齢者調査のため5軒を訪問し、調査への協力をお願いし、調査票を配布しました。
- ②Aさんから依頼のあった調査書を作成し、Aさん宅を訪問して渡しました。帰路、昨日の調査の件で2件を訪問し、調査票を回収しました。

A

調査活動には、民児協独自で行う調査のほか、行政や社協等から依頼される調査があります。いずれも「その他の活動—調査・実態把握(1)」に記入します。

記入するのは調査を行った件数です。聞き取り調査も、調査票の配布・回収も調査活動として記入します。

ただし「調査・実態把握(1)」には記入しない調査活動もあります。それは証明(調査・確認等)事務に付随する調査活動です。皆さんが「調査書」を発行するためには、事前に何らかの調査を行うことでしょう。この場合の調査は「調査書」を発行するために行う調査活動として「その他の活動—証明(調査・確認等)事務(5)」に記入することになっています。

具体的に発行までの間を考えると、まず①「依頼書」を受け取る、②関係機関や依頼者宅を訪問し事実関係等を調査する、③書類を作成する、④発行するなど、いろいろな活動があります。「証明(調査・確認

等)事務(5)」欄には、発行のためのこれら一連の活動を記入します。記入方法は、何らかの活動を行ったら1日のうちであれば1件、発行に要した日にちごとに記入していきます。

また、発行のための「訪問」「連絡調整」等は、それぞれの該当箇所にもあわせて記入するのでお忘れなく。

①、②ともに、Aさんに対する証明(調査・確認等)事務と、民児協で行っている一人暮らし高齢者調査の2つに分けることができます。

①の証明(調査・確認等)事務に関しては、役所に連絡し必要事項を調査していますので、「その他の活動—証明(調査・確認等)事務(5)」に1件記入するとともに、「連絡調整回数—その他の関係機関(10)」に1件記入します。民児協の調査については、5軒訪問し、調査票を配布していますので、「その他の活動—調査・実態把握(1)」に5件記入するとともに、「訪問回数—その他(8)」に5件記入します。

②の証明(調査・確認等)事務に関しては、調査書を作成しAさんに渡していますので、「その他の活動—証明(調査・確認等)事務(5)」に1件記入し、あわせて「訪問—その他(8)」に1件記入します。民児協の調査については、2件訪問し、調査票を回収していますので、「その他の活動—調査・実態把握(1)」に2件記入し、「訪問回数—その他(8)」にも2件記入します。(合計3件記入)

活動概要	相談・支援活動		その他の活動			訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	実態把握 (1)	確認等事務 (5)	訪問・活動 (7)	その他 (8)	委員相互 (9)	関係機関の その他 (10)		
①			正	—		正		—	○	
②			下	—		下		—	○	

23

「虐待が疑われる」と通報を受け、市役所(町村役場)に連絡した

Q

記入の方法は?

「私の隣の家の子どもは、虐待を受けているのではないか」と、担当区域内に住むある方から知らせました。すぐに市役所(町村役場)にその通告を仲介しました。

A

住民からの通報(通告)を受けたことは、「その他の活動—要保護児童の発見の通告・仲介(6)」に1件記入します。

また、住民からの通報を児童相談所に仲介したことは、同様に「その他の活動—要保護児童の発見の

通告・仲介(6)」に1件記入したうえで、「連絡調整回数—その他の関係機関(10)」に1件記入します。

同じ記入の仕方をする例としては、非行等の行為や家出をした児童のことを市役所(町村役場)に連絡した場合など、「要保護児童」に関する連絡・通告や仲介をした場合です。

※要土日祝日、深夜など市町村の担当課が対応できない場合や、事件性が高く緊急な場合は児童相談所へ直接通告してください。

※要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護せざることが不適当であると認められる児童(児童福祉法第6条の2第8項)

活動概要	相談・支援活動		その他の活動					訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	実態把握 (1)	参加議事・協力の事業 (2)	確認等事務 (5)	通告・仲介 (6)	要保護児童 (7)	訪問・活動 (8)	その他 (9)	委員相互 (10)	—	
						下				—	○	

24

敬老会の招待状を配りながら安否確認した

Q

記入の方法は？

地域の高齢者の方がたに敬老会の招待状を配りながら、安否確認をしています。

A

敬老会の招待状を配布する活動については、「その他の活動－行事・事業・会議への参加・協力(2)」もしくは「その他の活動－地域福祉活動・自主活動(3)」に1件記入します。さらに訪問回数欄は、「訪問回数－その他(8)」に訪ねた件数を記入します。【記入例は7件訪問した例です】

「訪問活動－訪問・連絡活動(7)」は、いわゆる安

否確認や友愛訪問を目的として訪問した（あるいは電話した）場合に、件数を記入する欄です。この例の場合は、敬老会の招待状を配布することを主な目的として訪問していると捉えますので、招待状の配布を「訪問回数－その他(8)」に記入し、安否確認は記入しないことになります。

※「その他の活動」欄は、民児協主催（または他団体・グループとの共催）の敬老会なら「地域福祉活動・自主活動(3)」、他団体やグループが開催する敬老会であって招待状の配布に協力してほしいと頼まれた場合なら「行事・事業・会議への参加・協力(2)」となります。

相談・支援活動		その他の活動							訪問回数		連絡調整回数		活動日数	
内容	分野	実態把握	参加協力の事業へ	自活動・事業	地域福祉	運営・研修	民児協	確認等事務	要保護児童の発見仲介	連訪問活動	その他	委員相互	関係機関のその他	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	正	T	(9)	(10)	(11)
			●	●										○

いずれかに記入

25

さまざまな訪問（安否確認、見舞金配布、友愛訪問）

Q

記入の方法は？

- ①先日から風邪気味らしいAさん、Bさんに電話をかけて安否を確認しました（※）。
- ②歳末見舞金配布のため4軒を訪問。1件は留守だったので夕方、再度訪ねました。
- ③週に一度の一人暮らし高齢者の友愛訪問でCさんとDさん宅を訪問しました。

A

さまざまな行事への参加や調査、配布活動で訪問を行った場合は「訪問回数」欄にも記入します。その際、2つに分かれているどちらに記入したらいいか考えてみましょう。

- 訪問回数－訪問・連絡活動(7) …友愛訪問、安否確認、見守り、様子見などのための訪問・連絡活動
 - 訪問回数－その他(8) …(7)以外の、相談、調査、配布活動などのための訪問・連絡活動
- ここで注意点は「その他」です。その他というと「大多数に対する少数」のような印象を持ちませんか。そうすると「その他の訪問なんて少ない」と考えがちです。

しかし、実際の件数は「その他」のほうが多いことが多いです。項目名は「その他」でも大切な訪問なのです。

まず①ですが、電話をかけて安否確認を行っておりますので「訪問回数－訪問・連絡活動(7)」に2件記入します。

次に②ですが、歳末見舞金配布のための訪問なので「その他の活動－行事・事業・会議への参加・協力(2)」に1件記入します。訪問回数は延べ件数を記入しますので、最初に4軒訪問し、夕方に再度留守だった1軒を訪問していることから「訪問回数－その他(8)」に5件記入します。

最後の③は友愛訪問ですので「訪問回数－訪問・連絡活動(7)」に2件記入します。

以上のように、何のために訪問したのか自分の訪問を振り返り、どちらに分類するのが適当か考えて記入しましょう。

◆記入メモ

※①のように、電話による活動も記入しますのでお忘れなく。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動			訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	内容	分野	参加協力の事業へ	自活動・事業	地域福祉	運営・研修	連訪問活動	その他	委員相互	
①							正			○
②			—					正		○
③							正			○

26

外出先でたまたま出会い、健康状態を確認した

Q

記入の方法は？

外出先でたまたま、一人暮らしの高齢者Aさんに出会いました。お体の具合はいかがですかと声をかけ、路上で立ち話をするうち、健康状態の確認ができました。

A

「訪問回数－訪問・連絡活動(7)」に1件記入します。

「訪問回数－訪問・連絡活動(7)」は、いわゆる友愛訪問・安否確認を行った件数の記入欄で、「あらかじめ訪問や連絡の意図がある」ことが記入の基本です。ですから通常、①住民宅を訪問 ②住民宅に電話 ③住民宅を訪問する途中で住民に会った場合が該当します。

今回のケースは偶然路上でお会いしたということですが、実際に安否確認を行ったので、その事実に着目し、「訪問回数－訪問・連絡活動(7)」に記入します。(偶然会ったのに記入する例外的な扱い)

相談・支援活動		その他の活動							訪問回数		連絡調整回数		活動日数	
内容	分野	実態把握	参加会議へ協力の事業の力	行事への事業	自活動・地域福祉	運営研修	民児協	証明等調査事務	要保護児童の発見の通告・仲介	連訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の機関	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	○			

27

夜間の家の灯りで安否確認した

Q

記入の方法は？

向かいの家のAさんは一人暮らしです。週末には代わるがわるお子さん方がいらっしゃいますが、平日はお一人なのでときどきご様子をうかがいに訪問しており、このことは「訪問回数－訪問・連絡活動(7)」欄に記入しています。

その他、夜間には電気が点いていることで安否確認をしています。

A

「訪問回数－訪問・連絡活動(7)」は、いわゆる安否確認や友愛訪問の活動件数を記入する欄で、具体的な方法で実際に相手の状態を確認した時に記入します。つまり、直接本人に会う、お見かけするといったケースです。

この例のように夜間の家の灯りを確認することで安否確認していることは、家の中の電気は点いていることは確認できても、Aさんの状態が確認できているわけではありませんので、活動概要欄を記入し、「訪問・連絡活動(7)」は記入しません。

※直接訪問したりお見かけしたりしなくとも、電話でAさんと話をしてお元気な様子を確認できた場合は、「訪問回数－訪問・連絡活動(7)」に件数を記入します。

相談・支援活動		その他の活動							訪問回数		連絡調整回数		活動日数	
内容	分野	実態把握	参加会議へ協力の事業の力	行事への事業	自活動・地域福祉	運営研修	民児協	証明等調査事務	要保護児童の発見の通告・仲介	連訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の機関	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	○			

※の場合のみ、ここに件数が入ります

28

委員に郵送で通知した

Q

記入の方法は？

先日の定例会の際、次回定例会の開始日時を決めました。ところが、その日時に変更が生じたため、各委員に連絡することになりました。ほとんどの委員には電話や訪問で連絡がついたのですが、数日間不在予定の方2人には、通知を郵送しました。

A

郵送による連絡も、電話・訪問による連絡と同様に委員同士の連絡活動と捉えます。したがって、「連絡調整回数－委員相互(9)」に2件記入します。

連絡をした方も、受けた方も、双方とも記入してください。

相談・支援活動		他の活動							訪問回数		連絡調整回数		活動日数		
内容	分野	実態把握	参加議事へ協力の事業力	行会議事	自活動・地域福祉	運営研修	民児協	確認等事務	証明(調査)	通告の発見の仲介	要保護児童	連訪問活動	その他	委員相互	その他の機関
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	正	○	

29

LINEで連絡した

Q

記入の方法は？

委員同士で連絡をとりあつたり相談・アドバイスをしあつたりした場合、電話・訪問・郵送すべてについて「連絡調整回数－委員相互(9)」に記入しています。最近、LINEを利用して5人に送信し、翌日1人から返事を受信しました。

A

LINE等SNSを活用した委員同士のやりとりも増えているようです。

LINE等SNSでの連絡も、「連絡調整回数－委員相互(9)」に記入してください。ただし、送る側は送信が完了していることを、送られた側は内容を、それぞれ確認したうえで記入してください。Eメールやファクシミリの送受信での連絡も同様です。

この欄は、連絡「した」委員も連絡「された」委員も記入します。

今回のケースでは、①まず5人にLINEを送信していますので、「連絡調整回数－委員相互(9)」に5件記入します。

②そして翌日1人から返事を受信していますので、「連絡調整回数－委員相互(9)」に1件記入します。

活動概要	相談・支援活動		他の活動							訪問回数		連絡調整回数		活動日数	
	内容	分野	実態把握	参加議事へ協力の事業力	行会議事		確認等事務	証明(調査)	通告の発見の仲介	要保護児童	連訪問活動	その他	委員相互	その他の機関	
①			(1)	(2)			(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	正	○
②														一	○

30

「まちづくり会議」に出席と連絡をした

Q

記入の方法は？

商工会が主催する「まちづくり会議」に民生委員児童委員として参画しています。来週その会合が予定されており、事務局の方から出欠確認の電話を受けたので、出席の返事をしました。

A

商工会の方から事務的な確認の連絡を受けていますので、「連絡調整回数－その他の関係機関（10）」に1件記入します。

「連絡調整回数」は、関係機関・団体との連絡調整を行った延件数の記入欄です。「連絡した」場合も「連絡を受けた」場合も、ともに記入します。

なお、関係機関や団体から受けた連絡も、それが個人や世帯の支援についての相談であった場合は、「連絡調整回数」だけでなく、「相談・支援活動」にも記入します。

相談・支援活動		その他の活動							訪問回数		連絡調整回数		活動日数				
内容	分野	実態把握	参加協力	会議へ事業	行事	自活動	地域福祉	運営研修	確認等事務	証明調査	の発見	要保護児童	通告仲介	連絡活動	その他	委員相互	関係機関
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)					

31

郵便物を受けとりました

Q

記入の方法は？

活動上、役場や福祉事務所、社協、共同募金会、等々から、郵便物をいただくことがあり、先日も役場から郵便物で連絡を受けました。

A

「連絡調整回数」欄には、「連絡した」場合も「受けた」場合も件数を記入します。

この内容は、「関係機関から郵便物で連絡をもらった場合」です。この場合は「連絡調整回数－その他の関係機関（10）」に1件記入してください。

連絡調整を行った、受けたの双方向を記入することになります。

活動概要	相談・支援活動		その他の活動							訪問回数		連絡調整回数		活動日数		
	内容	分野	実態把握	参加協力	会議へ事業		確認等事務	証明調査	の発見	要保護児童	通告仲介	連絡活動	その他	委員相互	関係機関	
			(1)	(2)			(5)		(6)			(7)	(8)	(9)	(10)	(11)

民生委員児童委員活動記録Q & A(令和8年1月発行)

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道立道民活動センター 4階
TEL 011-261-2181



道民児連ホームページ